XII 執行機関

79. 職員

(1) 職種別職員数 (その1)

(単位:人、%)(令和5年4月1日現在)

	Image: square of the point of	. /	分	総	米女	女			事	務	系						福	祉	系			
 Z	名					構成比	事	務	社会教	育	小	計	構成比	福	祉	保 育	士	児童指	導	小	計	構成比
総		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	数	55,739 (29,092)	100.0	28,557	(12, 096)	30	(11)	28,593	(12, 109)	51.3	2,719	(1, 910)	9,359	(8, 936)	1,877	(1, 436)	14, 278	(12, 522)	25.6 総
千	代	E	\mathbb{H}	936	(459)	100.0	549	(252)	_		549	(252)	58.7	29	(20)	101	(98)	16	(12)	149	(133)	15.9 千
中		1	央	1,388	(746)	100.0	682	(307)	_		683	(307)	49.2	48	(36)	205	(194)	37	(33)	299	(271)	21.5 中
	港			1,854	(947)	100.0	921	(402)	_		921	(402)	49.7	118	(87)	301	(274)	49	(34)	480	(403)	25.9 港
新	1	ł	宿	2,443	(1,258)	100.0	1,239	(509)	1		1,240	(509)	50.8	152	(104)	447	(415)	20	(15)	629	(542)	25.7 新
文		Ţ	京	1,811	(1,082)	100.0	837	(428)	_		838	(428)	46.3	105	(80)	332	(321)	90	(70)	552	(488)	30.5 文
台		Ţ	東	1,704	(852)	100.0	1,129	(527)	-		1,129	(527)	66.3	56	(40)	177	(165)	_		237	(209)	13.9 台
墨		E	$_{\mathbb{H}}$	1,712	(844)	100.0	1,014	(423)	_		1,014	(423)	59.2	44	(26)	300	(286)	_		349	(315)	20.4 墨
江		Ī	東	2,346	(1,183)	100.0	1,216	(450)	_		1,216	(450)	51.8	32	(22)	495	(474)	82	(65)	617	(566)	26.3 江
品品		J		2,385	(1,262)	100.0	1,056	(431)	-		1,056	(431)	44.3	98	(66)	605	(550)	82	(39)	809	(675)	33.9 品
目		Ē	黒	1,808	(1,014)	100.0	887	(438)	3	(2)	890	(440)	49.2	58	(39)	304	(288)	127	(94)	495	(426)	27.4 目
大		E	\mathbb{H}	3,745	(1,954)	100.0	1,931	(805)	2	(1)	1,934	(807)	51.6	206	(143)	614	(576)	135	(124)	970	(856)	25.9 大
世		í	谷	4,875	(2,535)	100.0	2,322	(967)	3		2,325	(967)	47.7	214	(165)	817	(784)	289	(183)	1,342	(1,149)	27.5 世
渋		í	谷	1,759	(915)	100.0	892	(405)	3	(2)	895	(407)	50.9	27	(23)	354	(334)	2	(1)	384	(359)	21.8 渋
中		1	野	1,907	(901)	100.0	1,047	(421)	_		1,048	(421)	55.0	144	(100)	207	(191)	47	(41)	416	(344)	21.8 中
杉		7	並	3,030	(1,730)	100.0	1,444	(698)	3	(2)	1,447	(700)	47.8	192	(127)	517	(499)	188	(140)	916	(779)	30.2 杉
豊		ļ	島	1,758	(1,003)	100.0	965	(493)	1	(1)	966	(494)	54.9	76	(59)	293	(280)	49	(30)	429	(377)	24.4 豊
	北			2,442	(1,333)	100.0	1,243	(510)	1	(1)	1,244	(511)	50.9	123	(76)	484	(474)	142	(114)	760	(671)	31.1 北
荒		J		1,542	(794)	100.0	882	(368)	_		882	(368)	57.2	82	(57)	213	(203)	37	(24)	349	(294)	22.6 荒
板		木	憍	3,344	(1,755)	100.0	1,713	(703)	1	(1)	1,715	(704)	51.3	112	(76)	616	(587)	117	(95)	866	(769)	25.9 板
練	į	ļ	馬	3,869	(2,051)	100.0	1,871	(757)	_		1,871	(757)	48.4	267	(179)	653	(642)	148	(130)	1,079	(962)	27.9 練
足			<u>17.</u>	3, 185	(1,443)	100.0	1,848	(646)	4	(1)	1,852	(647)	58.1	158	(112)	444	(429)	19	(18)	641	(576)	20.1 足
葛		É	飾	2,706	(1,422)	100.0	1,248	(481)	7		1,255	(481)	46.4	233	(165)	464	(459)	91	(82)	815	(725)	30.1 葛
江	戸	J		3, 190	(1,609)	100.0	1,621	(675)	1		1,623	(676)	50.9	145	(108)	416	(413)	110	(92)	695	(633)	21.8 江

資料:特別区人事委員会『令和5年4月1日現在 特別区職員の構成』

注1) 一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、育児 2) 各項目の() 内は、女性の職員数で内数。 休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院就学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公務・通勤 3)職種の内訳は、主な職種について掲載した。

災害休業中の職員、海外派遣中の職員」、「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を 4)中央区、文京区、大田区、中野区、板橋区、江戸川区「事務系(小計)」:法務職種を含む。

含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」は含まれていない。

(単位:人、%)(令和5年4月1日現在)

(1)	職種別職員数	(その2)

III.	7 1 194 2	`~~		<u> </u>																					
		<u> </u>	分			-	_	般	技	術	系					医	療	技	術	系					
																						技能系・対	業務系		
	<i>i h</i>	. \		土木造	遠	建	築	機	械	電	気	小	計「	構成比	医	師	保 健	師	小	計	構成比			構成比	
\vdash	区 名		数	2, 431	(342)	1,805	(462)	339	(14)	434	(17)	5 944	(1,314)	10.7	60	(32)	1,469	(1,400)	2, 497	(2, 358)	4.5	4, 427	(789)	7.9	終
"	VC	3		۷, ۳۰۱	(042)	1,000	(402)	000	(14)	707	(17)	0,044	(1,014)	10.7	00	(02)	1,403	(1,400)	۷, ۹۵۱	(2,000)	4.5	7,721	(103)	7.3	וועט
3	千 什	t E	\mathbb{H}	38	(6)	43	(11)	_		15	(1)	136	(39)	14.5	2	(2)	17	(17)	33	(33)	3.5	69	(2)	7.4	千
I	Þ	1	央	68	(13)	62	(22)	11		10		192	(59)	13.8	3	(2)	36	(36)	75	(73)	5.4	139	(36)	10.0	中
	湛	Ė		94	(20)	81	(26)	8		8		240	(68)	12.9	3		32	(30)	61	(56)	3.3	152	(18)	8.2	港
Ř	沂	ł	宿	96	(15)	86	(25)	14	(1)	15	(2)	265	(74)	10.8	3	(1)	72	(67)	110	(103)	4.5	199	(30)	8.1	新
-	文		京	61	(6)	58	(19)	11		13	(2)	178	(46)	9.8	3	(3)	48	(47)	105	(103)	5.8	138	(17)	7.6	文
Ĩ	†	J	東	60	(10)	63	(14)	2		18	(1)	181	(46)	10.6	2	(2)	44	(42)	70	(67)	4.1	87	(3)	5.1	台
15	長	E	\mathbb{H}	76	(7)	57	(10)	5		9		173	(29)	10.1	3	(1)	43	(40)	69	(63)	4.0	107	(14)	6.3	墨
ž	I.	Ţ	東	83	(7)	76	(20)	9	(1)	23		231	(48)	9.8	3	(1)	71	(66)	100	(93)	4.3	182	(26)	7.8	江
Ė		J	Ш	96	(14)	55	(8)	15		19		220	(40)	9.2	2	(1)	49	(45)	111	(105)	4.7	189	(11)	7.9	品
	1	<u>į</u>	黒	82	(9)	59	(18)	13		10	(1)	194	(38)	10.7	2	(1)	42	(39)	97	(90)	5.4	132	(20)	7.3	目
-	大	E	\mathbb{H}	165	(22)	112	(21)	21		25	(1)	387	(79)	10.3	3	(2)	97	(95)	158	(154)	4.2	296	(58)	7.9	大
+	世 日	3 1	谷	262	(46)	179	(58)	28	(1)	35	(2)	553	(132)	11.3	4	(3)	126	(122)	199	(190)	4.1	456	(97)	9.4	世
ž	此	á	谷	69	(6)	60	(21)	14	(1)	14	(1)	188	(47)	10.7	2		50	(46)	79	(70)	4.5	213	(32)	12.1	渋
I	Þ	1	野	96	(6)	80	(17)	12	(3)	13		225	(39)	11.8	3	(1)	57	(53)	85	(77)	4.5	133	(20)	7.0	中
1	乡	7	並	114	(9)	81	(28)	14	(1)	17	(2)	270	(64)	8.9	3	(1)	90	(87)	162	(151)	5.3	235	(36)	7.8	杉
Ī	豊	ļ	島	73	(7)	50	(12)	9		10	(1)	173	(36)	9.8	2		43	(41)	86	(81)	4.9	104	(15)	5.9	豊
	4	Ł		65	(9)	70	(14)	16	(1)	14		209	(49)	8.6	2	(1)	64	(60)	96	(91)	3.9	133	(11)	5.4	北
3	正	J		56	(5)	47	(17)	13	(1)	14		157	(38)	10.2	2	(1)	44	(42)	81	(74)	5.3	73	(20)	4.7	荒
	反	村	橋	141	(22)	103	(18)	16	(2)	30		347	(74)	10.4	3	(2)	94	(92)	156	(151)	4.7	260	(57)	7.8	板
并	東	ļ	馬	177	(35)	113	(28)	27	(1)	26		387	(86)	10.0	2	(1)	101	(97)	177	(169)	4.6	355	(77)	9.2	練
)	已	_	立	166	(28)	121	(22)	34		44	(1)	423	(79)	13.3	2	(1)	94	(88)	151	(141)	4.7	118		3.7	足
1	葛	í	飾	122	(14)	70	(16)	15		16		250	(43)	9.2	3	(2)	54	(51)	101	(95)	3.7	285	(78)	10.5	葛
ž	I F	i J	Ш	171	(26)	79	(17)	32	(1)	36	(2)	365	(61)	11.4	3	(3)	101	(97)	135	(128)	4.2	372	(111)	11.7	江

資料:特別区人事委員会『令和5年4月1日現在 特別区職員の構成』

注1) 一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、育児 2) 各項目の() 内は、女性の職員数で内数。 休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院就学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公務・通勤 3)職種の内訳は、主な職種について掲載した。 災害休業中の職員、海外派遣中の職員」、「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を 含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」は含まれていない。

(2) 職層別職員数 (その1)

(単位:人、%)(令和5年4月1日現在)

	X	分			—————————————————————————————————————	事 務	系	•	福	祉 系				_	般	技 術	系	· 医	療	技	術 系		
			総	数			管	理		職						主			事				
					計		統括部	3長	部 長	: 級	課長	級	計	<u> </u>	課長	補佐	係長級	・主査	主	任	係	員	
区	名			構成比	木		7	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
総		数	55,739	100.0	1,930	3.5	2	0.0	461	0.8	1,467	2.6	49,382	88.6	2,694	4.8	9,583	17.2	16,826	30.2	20,279	36.4	総
十	代	田	936	100.0	55	5.9	_	0.0	15	1.6	40	4.3	812	86.8	51	5.4	130	13.9	186	19.9	445	47.5	千
中		央	1,388	100.0	55	4.0	_	0.0	12	0.9	43	3.1	1,194	85.9	41	3.0	237	17.1	297	21.4	619	44.5	中
	港		1,854	100.0	78	4.2	_	0.0	13	0.7	65	3.5	1,624	87.6	67	3.6	356	19.2	572	30.9	629	33.9	港
新		宿	2,443	100.0	95	3.9	_	0.0	16	0.7	79	3.2	2,149	88.0	103	4.2	362	14.8	835	34.2	849	34.8	新
文		京	1,811	100.0	77	4.3	_	0.0	13	0.7	64	3.5	1,596	88.1	82	4.5	264	14.6	489	27.0	761	42.0	文
台		東	1,704	100.0	79	4.6	_	0.0	23	1.3	56	3.3	1,538	90.3	105	6.2	260	15.3	524	30.8	649	38.1	台
墨		田	1,712	100.0	77	4.5	-	0.0	19	1.1	58	3.4	1,528	89.3	111	6.5	292	17.1	599	35.0	526	30.7	墨
江		東	2,346	100.0	85	3.6	-	0.0	20	0.9	65	2.8	2,079	88.6	95	4.0	415	17.7	693	29.5	876	37.3	江
品		Ш	2,385	100.0	72	3.0	-	0.0	21	0.9	51	2.1	2,124	89.1	152	6.4	423	17.7	565	23.7	984	41.3	品
目		黒	1,808	100.0	70	3.9	_	0.0	20	1.1	50	2.8	1,606	88.8	83	4.6	365	20.2	499	27.6		36.4	
大		田	3,745	100.0	145	3.9	_	0.0	30	0.8	115	3.1	3,304	88.2	213	5.7	688	18.4	1,030	27.5		36.7	
世	田	谷	4,875	100.0	170	3.5	_	0.0	45	0.9	125	2.6	4,249	87.2	192	3.9	913	18.7	1,431	29.4	1,713	35.1	世
渋		谷	1,759	100.0	77	4.4	_	0.0	24	1.4	53	3.0	1,469	83.5	73	4.2	272	15.5	434	24.7		39.2	
中		野	1,907	100.0	71	3.7	-	0.0	14	0.7	57	3.0	1,703	89.3	114	6.0	314	16.5	604	31.7		35.2	
杉		並	3,030	100.0	77	2.5	_	0.0	24	0.8	53	1.7	2,718	89.7	188	6.2	518	17.1	952	31.4	1,060	35.0	杉
31.																		0.4					314
豊	11.	島	1,758			4.4				1.4			1,576				381	21.7	566	32.2		32.1	
-1.1-	北	,,,	2,442	100.0	83	3.4	_	0.0	23	0.9	60	2.5	2,226	91.2	106	4.3	335	13.7	809	33.1		40.0	
荒		Ш	1,542	100.0	64	4.2	_	0.0	17	1.1	47	3.0	1,405	91.1	61	4.0	237	15.4	564	36.6	543	35.2	荒
1.m		坏	0.044	100.0	01	0.4		0.0	1.0	0.5	0.5	1.0	0.000	00.0	104	4.0	5.00	15.0	010	07.0	1 050	40.0	1-
板		橋		100.0	81	2.4	- 0	0.0	16	0.5	65	1.9	3,003	89.8	164	4.9	568	17.0	913	27.3		40.6	
練		馬		100.0	84	2.2	2	0.1	14	0.4	68	1.8	3,430	88.7	169	4.4	743	19.2	1,406	36.3		28.7	
足		立	3, 185	100.0	97	3.0	_	0.0	27	0.8	70	2.2	2,970	93.2	198	6.2	633	19.9	1,023	32.1	1,116	35.0	疋
		&生	2.706	100.0	0.4	9 1		0.0	01	0.0	60	0.0	9 227	0 <i>C</i> A	104	A C	224	10.0	770	00 5	1 107	40.0	世
葛江	⇌	飾		100.0	84	3.1	_	0.0	21	0.8	63 67	2.3	2,337	86.4	124	4.6	334	12.3	1 062	28.5		40.9	
江	戸	Ш	3,190	100.0	76	2.4		0.0	9	0.3	67	2.1	2,742	86.0	138	4.3	543	17.0	1,063	33.3	998	31.3	江

資料:特別区人事委員会『令和5年4月1日現在 特別区職員の構成』

注)一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、育児 休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院就学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公務・通勤 災害休業中の職員、海外派遣中の職員」、「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を 含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」は含まれていない。

(2) 職層別職員数 (その2)

(単位:人、%)(令和5年4月1日現在)

	区	分				 能	 系 ·	業	<u>/、 /0/</u> 務	系		
)J			111	 主	不 .	未		- 不		
			-L		シナナエ.↓ナ		++4×E +11	小针松巨	•	ナ <i>H</i>	1 474	TF///
	-		計		統括技		技能長・担		技 能		1級	
区	名			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総		数	4, 427	7.9	65	0.1	733	1.3	2,764	5.0	865	1.6
 千	代	田	69	7.4	1	0.1	8	. 9	29	3.1	31	3.3
中		央	139	10.0	1	0.1	22	1.6	72	5.2	44	3.2
	港		152	8.2	1	0.1	19	1.0	91	4.9	41	2.2
新		宿	199	8.1	3	0.1	41	1.7	102	4.2	53	2.2
文		京	138	7.6	2	0.1	26	1.4	62	3.4	48	2.7
1			136 87									
台		東	87	5.1	1	0.1	17	1.0	39	2.3	30	1.8
墨		田	107	6.3	2	0.1	19	1.1	76	4.4	10	0.6
江		東	182	7.8	2	0.1	36	1.5	121	5.2	23	1.0
品		Ш	189	7.9	1	0.0	26	1.1	107	4.5	55	2.3
目		黒	132	7.3	_	0.0	36	2.0	74	4.1	22	1.2
大		田	296	7.9	5	0.1	40	1.1	195	5.2	56	1.5
世	田	谷	456	9.4	3	0.1	53	1.1	321	6.6	79	1.6
渋		谷	213	12.1	1	0.1	33	1.9	149	8.5	30	1.7
中		野	133	7.0	2	0.1	20	1.0	92	4.8	19	1.0
杉		並	235	7.8	3	0.1	39	1.3	179	5.9	14	0.5
		<u> </u>	104	5 .0	0	0.1	10		40	0.5	0.1	1.0
豊	11.	島	104	5.9	2	0.1	19	1.1	62	3.5	21	1.2
-++-	北		133	5.4	2	0.1	24	1.0	67	2.7	40	1.6
荒		Ш	73	4.7	1	0.1	8	0.5	43	2.8	21	1.4
板		橋	260	7.8	2	0.1	40	1.2	172	5.1	46	1.4
練		馬	355	9.2	18	0.5	81	2.1	214	5.5	42	1.1
足		<u> </u>	118	3.7	1	0.0	26	0.8	73	2.3	18	0.6
葛		飾	285	10.5	4	0.1	48	1.8	175	6.5	58	2.1
江	戸	III	372	11.7	7	0.1	52	1.6	249	7.8	64	2.1
11	, ¬	711	014	11.1	1	0.2	02	1.0	443	1.0	04	2.0

資料:特別区人事委員会『令和5年4月1日現在 特別区職員の構成』

注)一般職に属する職員である。ただし、「臨時職員」「任期付職員」「休職者、結核休養者、組合専従者、育児 休業中の職員、育児短時間勤務中の職員、大学院修学休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公務・通勤 災害休業中の職員、海外派遣中の職員」「区から給与を支給されていない他団体等(特別区の一部事務組合を 含む。)への派遣職員」「都職員」「警視庁・消防庁からの派遣職員」「指導主事(区費)」は含まれていない。

(3) 職員数(条例定数)の推移

(各年4月1日現在)

	X	分	717	令	会	令	令	· 和 5	年
			平 成	和	令 和	和			職員1人
			-成 31 年	2 年	3 年	4 年	数	対前年比	当たりの
区	名			·					人口
総		数	64,683	64, 929	64,894	64,944	65,301	357	147.0
_	ZD.	ш	1 000	1 000	1 000	1 000	1 000		51 <i>7</i>
千	代	田	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	_	51.7
中	244:	央	1,808	1,808	1,808	1,808	1,800	△ 8	
	港		2, 160	2, 160	2, 180	2,180	2, 180	_	121.1
新		宿	2,760	2,763	2,774	2,782	2,798	16	123.8
文		京	1,818	1,823	1,900	1,900	1,959	59	
台		東	2,266	2,266	2,266	2,266	2, 266	_	92.2
		710	2,200	_,	_,_00	2,200	_,_00		02.2
墨		田	1,865	1,865	1,865	1,865	1,862	△ 3	151.5
江		東	2,970	2,970	2,970	2,970	2,970	_	180.2
品		Ш	2,489	2,503	2,541	2,580	2,593	13	156.7
目		黒	2,363	2,363	2,363	2,363	2,363	_	118.2
大		田	4,135	4,135	4,135	4,135	4,135	_	177.0
世	田	谷	4,925	4,925	4,925	4,925	4,925	_	186.3
\.		۵١	0.510	0.510	0.510	0.510	0.510		01.5
渋		谷	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	- 100	91.7
中		野	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	100	159.6
杉		並	3,649	3,649	3,649	3,467	3,467	_	165.1
豊		島	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	_	141.0
32.	北		2,557	2,683	2,683	2,743	2,743	_	129.5
荒	,,,	Ш	1,624	1,686	1,686	1,686	1,686	_	128.8
板		橋	3,476	3,476	3,476	3,587	3,600	13	158.4
練		馬	4,736	4,736	4,537	4,537	4,510	△ 27	164.0
足		<u> </u>	3,239	3,275	3,293	3,307	3,359	52	205.8
葛		飾	3,090	3,090	3,090	3,090	3,232	142	
江	戸	Ш	4,870	4,870	4,870	4,870	4,870		141.4

資料:特別区人事·厚生事務組合人事企画部資料

注1) 各区の定数条例による数値である。

^{2)「}職員1人当たりの人口」の算出基礎となる人口は、令和5年4月1日現在の住民基本台帳人口を用いた。

80. 行政機関及び附属機関

(1) 行政委員会及び委員数

(令和5年4月1日現在)

千代田中央 5 4 3 1 2 - 港 5 4 3 1 2 - 港 6 4 4 1 3 - 京 5 4 3 1 2 - 台 東 5 4 3 1 2 - 墨 田 5 4 4 1 3 - - 墨 田 5 4 4 1 3 - - 品 川 5 4 4 4 2 2 - 品 川 5 4 4 4 2 2 - 世 田 6 4 4 4 2 2 - 大 田 6 4 3 1 2 - 沙 並 5 4 4 1 3 1 要 5 4 4 4 2 2 - </th <th></th> <th>X</th> <th>分</th> <th></th> <th></th> <th>監</th> <th></th> <th>全</th> <th>Ę.</th> <th>員</th> <th></th>		X	分			監		全	Ę.	員	
図				教育委員会			う	ち議	員		農業委員会
数 数 120 92 86 35 51 99				WH 2X 2	委 員 会	計	\2Z	ılı	米人		从水头外口
千代田中央港 5 4 3 1 2	_	名	*/-	100	00		进	——			0.7
中 央 5 4 3 1 2 - 港 6 4 4 1 3 - 支 京 5 4 3 1 2 - 台 東 5 4 3 1 2 - 墨 田 5 4 4 1 3 - 墨 田 5 4 4 2 2 - 品 川 5 4 4 2 2 - 品 日 4 4 2 2 - 大 田 6 4 4 2 2 - 渋 谷 6 4 3 1 2 - 杉 並 5 4 4 2 2 - 杉 並 5 4 4 1 3 - 大 田 6 4 4 2 2 - 杉 並 5 <	総		釵	120	92	86			35	51	97
中 央 5 4 3 1 2 - 港 6 4 4 1 3 - 支 京 5 4 3 1 2 - 台 東 5 4 3 1 2 - 墨 田 5 4 4 1 3 - 墨 田 5 4 4 2 2 - 品 川 5 4 4 2 2 - 品 日 4 4 2 2 - 大 田 6 4 4 2 2 - 渋 谷 6 4 3 1 2 - 杉 並 5 4 4 2 2 - 杉 並 5 4 4 1 3 - 大 田 6 4 4 2 2 - 杉 並 5 <		代	H	5	4	3			1	2	_
 港 信 6 4 4 1 3 1 2 1 2 1 1 3 1 2 1 1 1 3 1 1 1 1 1	1	1 4									_
文 京 5 4 3 1 2 - 量 田 5 4 3 1 2 - 墨田 5 4 4 1 3 - 江東 5 4 4 2 2 - 品 川 5 4 4 2 2 - 日 黒 5 4 4 2 2 - 大 田 6 4 4 2 2 - 大 田 6 4 4 2 2 - 大 田 6 4 4 2 2 - 杉 並 5 4 4 1 3 1 豊 島 5 4 4 1 3 - 炭 川 5 4 4 2 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 5 4 4 <		港			4	4			1	3	_
文 京 5 4 3 1 2 - 量 田 5 4 3 1 2 - 墨田 5 4 4 1 3 - 江東 5 4 4 2 2 - 品 川 5 4 4 2 2 - 日田 5 4 4 2 2 - 大田田 6 4 4 2 2 - 大田田 6 4 4 2 2 - 杉 亞 5 4 4 2 2 - 杉 並 5 4 4 1 3 - 豊 島 5 4 4 1 3 - 炭 川 5 4 4 2 2 - 板橋 5 4 4 2 2 1 板橋 5 4 4 2 2 1 板 5 4 4 2 2 1 板 5 4 4 2 2 1 板 5 4 4 2 <											
台東 5 4 3 1 2 - 墨田田東 5 4 4 1 3 - 正東 5 4 4 2 2 - 品川 5 4 4 2 2 - 日田里 5 4 4 2 2 - 大田田 6 4 4 2 2 2 港田 6 4 4 2 2 2 港田 6 4 4 2 2 2 港田 6 4 4 2 2 2 港 9 5 4 4 2 2 2 港 並 5 4 4 2 2 - 港 9 5 4 4 1 3 1 豊 島 5 4 4 4 2 2 - 港 10 5 4 4 4 2 2 - 大 2 6 4 4 4 <	新		宿	6	4	4			1	3	_
墨田田 5 4 4 4 1 3 3 - 1 江東 5 4 4 2 2 2 - 1 品 川 5 4 4 2 2 2 - 1 目 黒 5 4 4 2 2 2 - 1 大田 6 4 4 2 2 2 2 - 1 世田 6 4 4 2 2 2 2 - 1 世田 6 4 4 2 2 2 2 - 1 渋 谷 6 4 3 1 2 2 2 - 1 杉 並 5 4 4 4 2 2 2 - 1 豊 島 5 4 4 4 1 3 1 3 - 1 豊 島 5 4 4 4 2 2 2 - 1 荒 川 5 4 3 1 2 - 1 板 橋 5 4 4 2 2 2 1 練 馬 5 4 4 2 2 2 1 京 五 4 2 2 2 1 東 馬 5 4 4 2 2 2 1 京 五 4 2 2 2 1 東 馬 5 4 4 2 2 2 1 京 五 5 4 4 2 2 2 1 京 五 6 4 4 2 2 2 2 1 京 五 7 2 2 1	文		京	5	4	3			1	2	_
江 東 5 4 4 2 2 - 品 川 5 4 4 2 2 - 目 黒 5 4 4 2 2 - 大 田田 6 4 4 2 2 2 渋 谷 6 4 4 2 2 2 杉 並 5 4 4 2 2 - 杉 並 5 4 4 1 3 - 豊 島 次 5 4 4 1 3 - 農 別 6 4 4 2 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 5 4 4 2	台		東	5	4	3			1	2	_
江 東 5 4 4 2 2 - 品 川 5 4 4 2 2 - 目 黒 5 4 4 2 2 - 大 田田 6 4 4 2 2 2 渋 谷 6 4 4 2 2 2 杉 並 5 4 4 2 2 - 杉 並 5 4 4 1 3 - 豊 島 次 5 4 4 1 3 - 農 別 6 4 4 2 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 馬 5 4 4 2 2 1 板 5 4 4 2											
日 川 5 4 4 2 2 2 1 日											_
目 黒 5 4 4 2 2 -	1										
大 田 世 田 6 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 5 4 4 4 5 4 4 4 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 4 4 2 2 4 4 4 4 4 4 2 2 1 4 4 2 2 1 1 2 2 1 2 2 3 1 4 4 2 2 4 4 2 2 4 4 2 2 1 1 2 2 1 2 2 3 </td <td>品</td> <td></td> <td><i>)</i> </td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>_</td>	品		<i>)</i>	5	4	4			2	2	_
大 田 世 田 6 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 5 4 4 4 5 4 4 4 5 4 4 4 2 2 5 4 4 4 2 2 4 4 2 2 4 4 4 4 4 4 2 2 1 4 4 2 2 1 1 2 2 1 2 2 3 1 4 4 2 2 4 4 2 2 4 4 2 2 1 1 2 2 1 2 2 3 </td <td></td> <td></td> <td>里</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>_</td>			里	5	4	4			2	2	_
世 田 谷 5 4 4 2 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 2 1 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 2 1 2 2 2 2 1 2											_
渋 谷 6 4 3 1 2 - 中 野 5 4 4 2 2 - 杉 並 5 4 4 1 3 1 豊 島 5 4 4 2 2 - 荒 川 5 4 4 2 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 展 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1	1	田									21
中 野 5 4 4 2 2 - - 杉 並 5 4 4 1 3 1 豊 島 5 4 4 2 2 - 荒 川 5 4 4 2 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 棟 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1											
杉 並 5 4 4 1 3 1 豊 島 5 4 4 1 3 - 北 6 4 4 2 2 - 荒 川 5 4 3 1 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 康 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1	渋		谷	6	4	3			1	2	_
豊 島 5 4 4 1 3 - 北 6 4 4 2 2 - 荒 川 5 4 3 1 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 練 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1	中		野	5	4	4			2	2	_
北 6 4 4 2 2 - 荒 川 5 4 3 1 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 練 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1	杉		並	5	4	4			1	3	12
北 6 4 4 2 2 - 荒 川 5 4 3 1 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 練 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1											
荒 川 5 4 3 1 2 - 板 橋 5 4 4 2 2 1 練 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1	豊		島								_
板 橋 5 4 4 2 2 1 練 馬 5 4 4 2 2 1 足 立 5 4 4 2 2 1		北									_
練馬 5 4 4 2 2 1 足立 5 4 4 2 2 1	荒		Ш	5	4	3			1	2	_
練馬 5 4 4 2 2 1 足立 5 4 4 2 2 1	桐		呑	Ę	Л	А			9	9	12
足 立 5 4 4 2 2 1	1		- 1								16
	1		- 1								11
古			<u></u>	J	T	ī				2	11
	葛		飾	6	4	4			2	2	12
		戸									13

資料:各区資料による。

注)教育委員会には教育長を含む。

(表 無)

(2) 附属機関及び委員数 (その1) (令和5年4月1日現在)

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	分		国民保護	民生委員	公害健康	保健	* 所 愿	以 染 症	国民健康	介護認定	建 築	青少年	特別職	興 行 場 法·	大気汚染	公害健康	都市計画	財産価格	子ども	
			防災会議			被害認定	運	営意	金 金	保険運営			問題	報酬等	旅館業法及び				審議・評価	子育:	7
	区 名			協議会	推せん会	審査会	協議	· 会協	協議会	協議会	審査会	審 査 会	協議会	審議会	公衆浴場法 運営協議会	認 定 会	診療報酬 等審査会	審議会	審査会	会 語	議
Ä		数	1,203			186		244	216		2,800	117	761	184		132			164		29 総
	F 代		45	50		7		21	9	20	32	5	39	_	_	5	5		_		15 千
1	Þ 、	央	59	59				24	6		59	5	56	10		6			_		19 中
	港		68	52	14	9		19	8	26	60	5	30	10	_	5	7	19	8		18 港
į	斤	宿	47	40	14	10		_	9	29	117	5	_	10	_	9	7	20	_]	14 新
- 1	t	京	52	53				24	12		57	6	43	10		5			10		16 文
- 1	· 1	東	48	48	14	10		20	8	30	65	6	39	9	_	6	6	18	9		- 台
- 1	垦	田	49	49		6		30	9		119	5	41	8		4	5		_		25 墨
Ž		東	53	50		11		29	6	26	142	5	48	10		5	7		_		- 江
F		Ш	60	60	14	12		_	7	22	59	5	52	11	_	10	7	17	6	2	20 品
		黒	30	28	7	12		27	6	21	63	5	29	10	_	5	4	22	3		- 目
-	t	田	58	54	12	9		_	19	24	305	3	29	10	_	8	6	18	9		15 大
1	世 田	谷	53	53	13	_		_	10	20	242	5	28	9	_	5	_	20	7		- 世
	Ł.	公	43	43	14	10		26	9	19	84	5	37	10	14	6	7	19	5	,	12 渋
1	K Þ	谷 野	45	43		10		20 _	10	19	120	5 5	- -	10		5		24	5 5		15 中
	j Ž	並	33	37	9	_		_	7	20	160	5	20	10		5	_	21	9		18 杉
1		島	58	_	14	9		-	12	17	96	6	24	9	_	6	6	21	12		11 豊
	北		53			9		_	10	14	90	6	52	10	_	7	6		8		17 北
]	T.	Ш	60	47	14	10		_	10	20	60	5	39	8	_	5	6	19	8]	17 荒
 1	₹	橋	54	53	14	11		24	13	14	124	5	_	_	_	5	7	23	16	1	18 板
爿		馬	46					_	8			5	36	10	_	6		25	13		15 練
)		<u> </u>	65					_	6		173	5	46	_	_	4			15		12 足
1		飾	51	51				_	12		195	5		10		5			9		25 葛
7	L 戸	Ш	73	73	14	8		_	10	20	143	5	29			5	6	24	12		27 江

資料:各区資料による。

注1)地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

^{2)「}委員数」: 令和5年4月1日現在の現員数。

^{3)「}建築審査会」: 委員数に専門調査員は含まない。

⁴⁾ 会の名称は、区により異なることがある。

(2) 附属機関及び委員数 (その2) 総数~品川区

(令和5年4月1日現在)

						J + 4).
	× ×	分	その	他		
	h		会数	委員数	その他の附属機関の名称(順不同)	
総総	名	数		5,899		総
千	代	Ш	16	153	いじめ問題対策委員会(5) 障害者介護給付費等支給審査会(5) 介護保険運営協議会(24) 住居表示審議会(19) いじめ問題調査委員会(4) 文化財保護審議会(7) 社会教育委員(6) 生涯学習推進委員(19) 建築紛争調停委員会(3) 一般廃棄物減量等推進審議会 景観まちづくり審議会(17) 情報公開・個人情報保護審査会(4) 行政不服審査会(3) 退職管理委員会(3) 公契約審議会(6) 障害者支援協議会(28)	千
中		央	9	81	情報公開・個人情報保護審議会(16) 情報公開・個人情報保護審査会(4) スポーツ推進審議会(12) 行政不服審査会(4) 障害者介護給付費等の支給に関する審査会(10) 文化財保護審議会(いじめ問題対策委員会(5) いじめ問題再調査委員会(5) 男女平等共同参画推進会議(17)	(8) 中
	港		20	170	中小企業振興審議会(17) 障害支援区分審査会(10) 小児慢性特定疾病審査会(6) 児童福祉審議会(12) 景観審議会(10) 地区まちづくりルール認定審査会(6) 建築紛争調停委員会(3) 環境審議会(14) 男女平等参画推進会議(15) 情報公開・個人情報保護運営審議会 情報公開・個人情報保護審査会(5) 学校適正規模等審議会 いじめ問題対策連絡協議会(28) 教育委員会いじめ問題対策会議(20)	港
新		宿	30	374	外部評価委員会(15) 情報公開・個人情報保護審査会(4) 情報公開・個人情報保護審査会(4) 情報公開・個人情報保護審議会(7) 行政不服審査会(5) 区民の声委員会(3) 名誉区民選定委員会(6) 公益保護委員(3) 労働報酬等審議会(6) 空き家等適正管理審査会(13) 住居表示審議会(14) 多文化共生まちづくり会議(32) 文化財保護審議会(10) 文化芸術振興会議(10) 産業振興会議(13) 障害者施策推進協議会(29) 介護給付費等の支給に関する審査会(12) 次世代育成協議会(43) 男女共同参画推進会議(15) いじめによる重大事態再調査委員会(3) 予防接種健康被害調査委員会(8) みどりの推進審議会(15) 自転車等駐輪対策協議会 環境審議会(16) リサイクル清掃審議会(22) 景観まちづくり審議会(17) 住宅まちづくり審議会(18) いじめによる重大事態調査委員会(3) 社会教育委員の会議(10)	新
文		京	12	156	情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(9) 情報公開及び個人情報保護審査会(5) 行政不服審査会(3) 男女平等参画推進会議(16) 「文の京」安全・安心まちづくり協議会(35) 消防団運営委員会(15) 障害者介護給付等の支給に関する審査会(10) 景観づくり審議会(20) 建築紛争調停委員会(3) 空家等対策審議会(14) リサイクル清掃審議会(19) 文化財保護審議会(7)	文
台		東	12	108	障害支援区分審査会(15) 廃棄物減量等推進審議会(12) 景観審議会(10) 建築紛争調停委員会(5) 空家等対策審議会(6) 情報公開及び個人情報保護審査会(8) 情報公開及び個人情報保護審査会(5) 行政不服審査会(3) 花とみどりの審議会(11) 「はばたきプラン21」推進会議(16) 社会教育委員(9) 文化財保護審議会(8)	台
墨		田	50	605	名誉区民選定委員会 行政不服審査会(5) 情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 老朽建物等審議会(7) 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金審査会(10) 環境審議会(15) 景観審議会(8) 建築紛争調停委員会(4) 学童災害共済審査会(8) 文化財保護審議会(7) 旧西吾嬬小学校及び旧曳舟中学校跡地大学誘致選定審査会 特定建築等設計業者審査委員会(7) 区内循環バス運行検討会(21) 地域福祉計画推進協議会(23) 社会福祉法人設立認可審査委員会(7) 介護保険地域密着型サービス運営委員会(11) 地域包括支援センター運営協議会(16) 要保護児童対策地域協議会(71) すみだ食育推進会議(14) がん対策推進会議(13) 学校給食協議会(16) 就学相談委員会(57) 区立幼稚園就園指導委員会(10) 第女共同参画推進委員会(16) 男女共同参画苦情調整委員会(3) いじめ問題調査委員会(5人以内) 生活安全推進協議会(32 廃棄物減量等推進審議会(17) 災害弔慰金等支給審査委員会(8) 障害者審査会(10) まちづくり検討委員会(5) 教育委員会いじめ問題専門委員会(7) 指定管理者選定委員会(20) 区民行政評価委員会 行財政改革推進会議 入札等外部審査委員会(3) すみだ女性センター運営委員会(14) 産業振興会議(7) 優秀技能者表彰選考委員会(13) 障害者施策推進協議会(21) 地域自立支援協議会(21) 介護保険事業運営協議会(24) 老人ホーム入所判定委員会(8) 特別養護老人ホーム入所検討委員会(9) 保育園給食調理業務委託事業者選定委員会(8) 予防接種健康被害調査委員会(4) 学校統合地域準備会 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会(3) すみだ学力向上推進会議(13) 図書館運営協議会(12)	1) 墨
江		東	13	123	情報公開審議会(4) 個人情報保護審議会(4) 行政不服審査会(3) 男女共同参画審議会(15) 生活安全対策協議会(20) 災害弔慰金等支給審査委員会(7) 文化財保護審議会(7) 介護給付費等の支給に関する審査会(10) 環境審議会(13) 老朽空家等対策審議会(9) 建築紛争調停委員会(4) 都市景観審議会(15) 奨学資金貸付審査会(12)	江
묘		ЛП	17	182	行政不服審査会(3) 情報公開審議会(3) 個人情報保護審議会(3) いじめ問題調査委員会 生活安全協議会(29) 奨学金運営委員会(10) 介護保険制度推進委員会(19) 障害者介護給付費等支給審査会(14) 景観審議会(建築紛争調停委員会(3) 空き家等適正管理審議会(11) 廃棄物減量等推進審議会(15) 交通安全対策会議(26) 債権管理審議会(4) 文化財保護審議会(10) いじめ対策委員会(4) 消防団運営委員会(19)	(9)

資料:各区資料による。

注1)地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。 3)「その他の附属機関」:「区名」は省略し、任期満了等に伴い委員が不在の時は、機関名のみを記載。

^{2)「}委員数」: 令和5年4月1日現在の現員数。

(2) 附属機関及び委員数 (その3) 目黒区~豊島区

(令和5年4月1日現在)

	Image: square of the point of	分	その	他		
 X	名		会数	委員数	そ の 他 の 附 属 機 関 の 名 称(順 不 同)	
目		黒	26	224	長期計画審議会 施設建築紛争調整委員会 名誉区民選定委員会 情報公開・個人情報保護審議会(21) 地域福祉審議会(24) 保健福祉サービス苦情調整委員(3) 障害支援区分判定審査会(15) 子ども施策推進会議(24) いじめ問題再調査委員会 情報公開・個人情報保護審査会(3) 建築紛争調停委員会(3) 景観審議会(7) 空家等対策審議会(23) 住宅政策審議会(16) いじめ問題対策委員会(6) 社会教育委員 文化財保護審議会(6) 公契約審議会(7)	目
大		田	16	148	SDGs推進会議(11) 情報公開・個人情報保護審査会(3) 行政不服審査会(3) 情報公開・個人情報保護審議会(8) スポーツ推進審議会(11) 奨学金審議会(12) 景観審議会(14) 空家等対策審議会(12) 建築紛争調停委員会(4) 区営住宅高額所得者審査会(5) まちづくり認定審査会(10) 自転車等駐車対策協議会(24) 環境審議会(18) いじめ問題対策委員会(5) 文化財保護審議会(4) 福祉オンブズマン(4)	大
世	田	谷	35	476	名誉区民選定委員会 情報公開・個人情報保護審議会(14) 行政不服審査会(5) 公文書管理委員会(5) 消費生活審議会(休止中)(16) 地域経済の持続可能な発展を目指す会議(17) 認知症施策評価委員会(25) 障害認定審査会(64) 自立支援協議会(44) 自転車等駐車対策協議会(20) 保健福祉サービス苦情審査会(5) 保健福祉サービス向上委員会(5) 地域保健福祉審議会(21) 環境審議会(14) 生活環境保全審査会(7) 安全安心まちづくり協議会(32) 災害弔慰金等支給審査委員会 消防団運営委員会(18) 公契約適正化委員会(10) 児童福祉審議会(20) 子どもの人権擁護委員(3) スポーツ推進審議会(12) 小児慢性特定疾病審査会(5) 予防接種健康被害調査委員会(8) がん対策推進委員会(18) 社会教育委員の会議(10) 文化財保護審議会(10) ユニバーサルデザイン環境整備審議会(18) 風景づくり委員会(7) 建築紛争調停委員会(4) 住宅委員会(13) 区営住宅高額所得者審査会(3) ファミリー住宅高額所得者審査会(3) 空家等対策審査会(7) 清掃・リサイクル審議会(13)	世
渋		谷	27	239	労働報酬審議会(7) まちづくり審議会(5) 住環境整備審議会(3) 建築紛争調停委員会(4) ダイオキシン問題等審議会(6) 障害支援区分判定等審査会(10) 介護保険運営協議会(21) 清掃・リサイクル審議会(24) 個人情報の保護及び情報公開審議会(12) 安全・安心まちづくり協議会(36) ホテル等建築審議会(7) 景観審査会(4) 特定商業施設立地調整審議会(5) 平和・国際都市の日事業推進協議会(21) 文化芸術振興推進協議会(12) 現在後見制度利用促進審議会(10) 災害弔慰金等支給審査委員会 渋谷区立学校の在り方検討委員会 いじめ問題調査委員会(非常設)(5人以内) 教育委員会いじめ問題対策委員会(5) 青少年育成審議会	渋
中		野	31	256	小児慢性特定疾病審査会(6) 子どもの権利委員会(10) 子どもの権利救済委員(3) 児童福祉審議会(13) いじめ問題対策委員会(5) 産業振興審議会 建築紛争調停委員会(5) 交通政策推進協議会(30) 自転車等駐車対策協議会(17) 住宅政策審議会 空家等対策審議会 障害者差別解消審議会(4) 障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会(21) 健康福祉審議会(38) 福祉サービス苦情調整委員(2) 民間福祉サービス紛争調停委員(2) 自殺対策審議会(15) 災害弔慰金等支給審査委員会(5) 区民公益活動推進協議会(9) 環境審議会(20) 物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会(3) 入札監視委員会(3) 公契約審議会(6) 情報公開・個人情報保護審査会(5) 個人情報保護審議会 行政不服審査会(3) いじめ問題再調査委員会 男女平等専門委員会(3) 人権施策推進審議会(10) ユニバーサルデザイン推進審議会(15)	中
杉		並	32	377	外部評価委員会(5) 情報公開・個人情報保護審査会(3) 情報公開・個人情報保護審議会(20) 表彰審査会(9) 名誉区民審議会(6) 行政不服審査会(3) 公益監察員(2) 公契約審議会(6) NPO等活動推進協議会(9) 文化・芸術振興審議会(11) 産業振興審議会(20) 特定商業施設の出店及び営業に伴う住宅地環境審議会(5) 保健福祉サービス苦情調整委員(3) 災害弔慰金等支給審査会(6) 障害者介護給付費等の支給に関する審査会(30) 介護保険運営協議会(22) 健康づくり推進協議会(20) がん検診精度管理審議会(6) 胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会(5) 建築紛争調停委員会(4) まちづくり景観審議会(10) 地域公共交通活性化協議会(38) 空家等対策協議会(14) 自転車等駐車対策協議会(24) 狭あい道路の拡幅に関する協議会(7) 環境清掃審議会(22) 文化財保護審議会(9) 図書館協議会(13)	杉
豊		島	51	482	基本構想審議会 自治推進委員会 政策評価委員会(7) 国際アート・カルチャー都市懇話会 公の施設指定管理者審査委員会(7) 行政情報公開・個人情報保護審議会(6) 行政不服審査会(6) 表彰審査会(15) 公文書等管理委員会(5) 総合評価競争入札推進委員会(14) 入札監視委員会(3)	豊

資料:各区資料による。

注1)地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2)「委員数」:令和5年4月1日現在の現員数。

3)「その他の附属機関」:「区名」は省略し、任期満了等に伴い委員が不在の時は、機関名のみを記載。

(2) 附属機関及び委員数 (その4) 北区~江戸川区

(令和5年4月1日現在)

	区	分	その	他		
区	名		会数	委員数	その他の附属機関の名称(順不同)	
	北		22	297	政治倫理審査会(5) いじめ問題調査委員会(4) 情報公開・個人情報保護制度運営審議会(17) 行政不服審査会(5) 公契約審議会(7) 男女共同参画審議会(20) 男女共同参画苦情解決委員会(3) 消防団運営委員会(17) 資源循環推進審議会(19) 環境審議会(15) 障害者介護給付費等審査会(20) 介護保険運営協議会(27) 健康づくり推進協議会(22) 景観づくり審議会(19) 建築紛争調停委員会(3) 空家等対策審議会(17) 奨学資金貸付審査会(10) いじめ問題対策委員会(4) 飛鳥山博物館運営協議会(10) 文化財保護審議会(8) 議会政治倫理審査会(13) 生活安全推進協議会(32)	北
荒		JII	16	159	環境審議会(14) 生活環境審査会(5) 清掃審議会(15) 小児慢性特定疾病審査会(4) 児童福祉審議会(18) 障害者介護給付費等の支給に関する審査会(15) 社会教育委員の会議(8) 文化財保護審議会(9) 景観審議会(16) 建築紛争調停委員会(4) 住宅対策審議会 特定空家等対策審査会(12) 自転車等駐車対策協議会(21) 個人情報保護運営審議会(10) 行政不服審査会(3) いじめ問題対策委員会(5)	荒
板		橋	21	204	行政不服審査会(3) いじめ問題対策連絡協議会(28) 表彰審査会(13) 情報公開及び個人情報保護審議会(15) 情報公開及び個人情報保護審査会(3) 公文書館運営委員会 男女平等参画審議会 男女平等参画苦情処理委員会(3) 美術館運営協議会(10) ユニバーサルデザイン推進協議会(17) 障がい者介護給付費等審査会(31) 資源環境審議会(20) 保健福祉オンブズマン(4) 景観審議会(15) 住宅対策審議会 区営住宅等高額所得者審査会 建築紛争調整委員会(4) 長期基本計画審議会 放課後対策事業運営委員会(12)	板
練		馬	17	299	安全・安心協議会(53) 行政不服審査会(3) 情報公開および個人情報保護審査会(5) 情報公開および個人情報保護運営審議会(16) 文化財保護審議会(6) 美術館運営協議会(17) 保健福祉サービス苦情調整委員(3) 地域包括支援センター運営協議会(20) 地域密着型サービス運営委員会(20) 介護保険運営協議会(24) 障害者給付審査会(50) 環境審議会(16) 空家等および不良居住建築物等適正管理審議会(8) 緑化委員会(20) 循環型社会推進会議(14) 建築紛争調停委員会(4) 自転車駐車対策協議会(20)	練
足		立	64	481	区民評価委員会(17) 基本計画審議会 協働・協働パートナー基金審査会(7) 情報公開・個人情報保護審議会(16) いじめ等調査委員会(3) 特定委託業務調査委員会 財政援助団体等に関する調査委員会 いじめ等特別調査委員会 職員懲戒分限審査委員会(7) 特定委託業務調査委員会 財政援助団体等に関する調査委員会 いじめ等特別調査委員会 職員懲戒分限審査委員会(7) 消防団運営委員会(19) 債権等処理判定委員会(5) 民設学童保育室設置促進補助金交付審査会(5) 学童保育室指定管理者等評価委員会(4) 文化・読書・スポーツ推進委員会(16) 男女共同参画推進委員会(15) ギャラクシティ運営評価委員会(6) 文化芸術劇場運営評価委員会(5) ギャラクシティ運営評価委員会(6) 文化芸術劇場運営評価委員会(5) ギャラクシティ運営評価委員会(6) 文化芸術劇場運営評価委員会(7) が出た管理者評価委員会(8) 新製品・新事業開発補助金選考委員会 勤労福祉会館指定管理者選定審査会(6) 文化芸術劇場正管理者選定審査会(5) だも都市農業振興プラン推進協議会(15) 成年後見制度審査会(4) 福祉中・ビス苦情等解決委員会(6) 福祉施設指定管理者要プラン推進協議会(15) 成年後見制度審査会(4) 福祉施設指定管理者要と認可審査会 生活保護適正等無審会(18) 大学病院施設等整備費補助金交付審査会(6) なに活味適正実施協議会(18) 大学病院施設等整備費補助金交付審査会(6) 生活環境保全審議会(12) 景觀審議会(16) ユニバ・サルデザイン推進会議(15) 緑の基本計画改定審議会を担議会議会(16) ユニバ・サルデザイン推進会議(15) 緑の基本計画改定審議会(16) 生活環境保全審議会(10) 建築紛争調停委員会(4) 住宅政策審議会 いじめ等問題対策委員会(5) 子育で支援サービス利用者負担適正化審議会 子ども施設指定管理者評価委員会 社会教育委員会議(3)	足
葛		飾	16	154	情報公開・個人情報保護審議会(0) 男女平等推進審議会(17) 男女平等苦情調整委員会(3) 消費者被害救済委員会(7) 消費生活対策審議会(7) 福祉サービス苦情調整委員(3) 障害福祉サービス給付認定審査会(22) 介護保険事業審議会(30) 建築紛争調停委員会(4) 空家等対策協議会(16) 学校保健委員会(17) 独会教育委員の会議(8) 文化財保護審議会(4) 郷土と天文の博物館運営協議会(8) 行政不服審査会(3) 教育委員会いじめ問題対策委員会(5)	葛
		Л	18	151	廃棄物減量等推進審議会(15) 文化財保護審議会(11) 小児慢性特定疾病審査会(5) 児童福祉審議会(16) 子どもの権利擁護委員(5) 情報公開及び個人情報保護審査会(5) 行政不服審査会(3) 性の平等と多様性を尊重する社会推進会議(12) 公契約審査会(5) 労働報酬等審議会(6) と篠崎一丁目北部土地区画整理審議会(10) 障害認定審査会(30) 児童福祉審議会(16) 子どもの権利擁護委員(5) 情報公開及び個人情報保護審査会(5) 行政不服審査会(3) 公契約監視委員会(3) 建築紛争調停委員会(3) 景観審議会(7) 東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理審議会(8) 新庁舎建設アドバイザリー会議(7) ネーミングライツパートナー選定委員会	江

資料:各区資料による。

注1)地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。

2)「委員数」: 令和5年4月1日現在の現員数。

3)「その他の附属機関」:「区名」は省略し、任期満了等に伴い委員が不在の時は、機関名のみを記載。